

土岐市社会福祉協議会障害相談支援事業所 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人土岐市社会福祉協議会（以下「事業者」という。）が設置する土岐市社会福祉協議会障害相談支援事業所（以下「事業所」という。）において実施する指定計画相談支援並びに指定障害児相談支援（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者及びその家族等（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った適切な事業の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所は、利用者がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
- 2 事業所は、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って、利用者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業（指定障害児相談支援の場合は障害児通所支援事業）を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。
- 3 事業所は、市町村、障害福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めるものとする。
- 4 事業所は、サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、福祉サービス等を提供する者との密接な連携に努める。
- 5 事業所は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「総法」という。）、障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児法」という。）、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 土岐市社会福祉協議会障害相談支援事業所
- （2）所在地 岐阜県土岐市下石町1060番地（土岐市総合福祉センター・ウエルフェア土岐内）

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- （1）管理者 1名（常勤職員）

管理者は、職員の管理、利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、事業所の職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- （2）相談支援専門員 1名以上

相談支援専門員は、地域の利用者等からの日常生活全般の相談に関する業務及びサービス等利用計画（障害児相談支援の場合は障害児支援利用計画をいう。以下同じ。）の作成に関する次の業務を行う。

- （ア）アセスメントを実施すること。
- （イ）サービス等利用計画書を作成すること。
- （ウ）サービス等利用計画書を利用者等に交付すること。
- （エ）モニタリングを実施すること。

(オ) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

(カ) 利用者等からの依頼により、利用者が居宅での生活に移行できるよう、必要な情報及び助言その他必要な援助を行うこと。

(キ) その他必要な相談及び援助。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) サービス提供日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。

(4) サービス提供時間 午前9時から午後5時までとする。

(主たる対象者)

第6条 事業を提供する主たる対象者は、身体障害者、知的障害者及び障害児とする。

(事業の提供方法及び内容)

第7条 事業の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

(1) サービスの提供方法等についての説明

利用者等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者等に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うものとする。

(2) アセスメント（支援する上で解決すべき課題等の把握）の実施

(ア) 適切な方法により、利用者の心身の状況、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者等の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行うものとする。

(イ) 利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接して行うものとする。また、面接の趣旨を利用者等に対して十分に説明し、理解を得るものとする。

(3) サービス等利用計画案の作成

(ア) アセスメントに基づき、地域における指定障害福祉サービス及び指定施設支援（以下「指定障害福祉サービス等」という。）（障害児相談支援の場合は指定通所支援）が提供される体制を勘案して、最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し、利用者等の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容及び量並びに福祉サービス等を提供する上での留意事項等を記載するものとする。

(イ) サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、介護給付費等（障害児相談支援の場合は障害児通所給付費等）の対象となるかどうかを区分した上で、サービス等利用計画案の内容について、利用者等に対して説明し、文書により利用者等の同意を得るものとする。

(ウ) サービス等利用計画案を作成した際には、サービス等利用計画案を利用者等に交付するものとする。

(4) サービス等利用計画の作成

(ア) 支給決定又は地域相談支援給付決定（障害児相談支援の場合は通所給付決定）を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行い、指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者（障害児相談支援の場合は指定障害児通所支援事業者）その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス担当者会議の開催等により、サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

(イ) (ア) に規定するサービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の内容について、利用者等に対して説明し、文書により利用者等の同意を得るものとする。

(ウ) サービス等利用計画を作成した際には、サービス等利用計画を利用者等及び担当者に交付するものとする。

(5) モニタリング（サービス等利用計画の実施状況の把握）の実施

(ア) 利用者等及び福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行い、厚生労働省令で定める期間ごとに利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接し、その結果を記録するものとする。

(イ) モニタリングの結果、必要に応じてサービス等利用計画を変更し、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定（障害児相談支援の場合は通所給付決定）が必要であると認められる場合には、利用者等に対し、支給決定又は地域相談支援給付決定（障害児相談支援の場合は通所給付決定）に係る申請の勧奨を行うものとする。

(6) 前各号に掲げる便宜に附随する便宜

(1) から (5) に附随するその他必要な支援、相談、助言を行うものとする。

（利用者等から受領する費用の額等）

第8条 法定代理受領を行わない事業を提供した際は、利用者等から計画相談支援給付費、障害児相談支援給付費の支払いを受けるものとする。

2 前項のほか、第10条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、その実費を利用者等から徴収するものとする。

複写物の交付

料金：1枚につき 10円

3 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得るものとする。

4 第1項から第2項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者等に対し交付するものとする。

（利用者負担額等に係る管理）

第9条 事業所は、事業を提供している利用者がその相談支援と同一の月に受けた指定障害福祉サービス等（障害児の場合は指定通所支援）につき総法第29条第3項第2号及び児法第21条の5の3第2項第2号に掲げる額の合計額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定する。この場合において、当事業所は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者等及び指定障害福祉サービス事業者等に通知するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域は、土岐市の全域とする。

（緊急時及び事故発生時等における対応方法）

第11条 事業の提供により事故が発生したときは、直ちに都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 事業の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

（苦情解決）

第12条 提供した事業に関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した指定計画相談支援に関し、総法第10条の第1項の規定により市町村が、総法第11条第2項の規定により岐阜県知事が、また、総法第51条の27第2項の規定により市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若

しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村又は岐阜県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は岐阜県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 提供した指定障害児相談支援に関し、児法第 24 条の 34 第 1 項の規定により市町村長が、児法第 57 条の 3 の 2 第 1 項の規定により岐阜県知事が、また、児法第 57 条の 3 の 2 第 1 項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村又は岐阜県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は岐阜県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

（個人情報の保護）

- 第 13 条 事業所は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。
- 2 職員は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。
 - 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
 - 4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

- 第 14 条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため、次の措置を講じるものとする。
- （１）虐待の防止に関する責任者の選定
 - （２）成年後見制度の利用支援
 - （３）苦情解決体制の整備
 - （４）職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
 - （５）虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果の職員への周知

（利益供与等の禁止）

- 第 15 条 事業者は、利用者等に対して当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
- 2 事業者は、障害福祉サービスを行う者等又はその職員から、利用者等を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（記録の整備）

- 第 16 条 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。
- 2 事業所は、利用者に対する事業の提供に関する諸記録を整備し、事業を提供した日から 5 年間保存するものとする。

（勤務体制の確保等）

- 第 17 条 事業所は、利用者等に対し適切な事業を提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかねばならない。
- 2 事業所は、職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備するものとする。
 - （１）採用時研修 採用後 3 カ月以内
 - （２）継続研修 年 2 回

（会計の区分）

第18条 事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、各相談支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分する。

（掲示）

第19条 事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

2 前項は、関係者が自由に閲覧できるよう備え付ける方法により、掲示に代えることができる。

（その他）

第20条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附 則

児童福祉法に基づく土岐市障害児相談支援運営規程（平成26年4月1日施行）並びに、土岐市社会福祉協議会特定相談支援事業所運営規程（平成26年10月1日施行）の全部を改正し、令和5年4月1日から施行する。